

## 第 12 回議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議（概要）

日 時：平成 24 年 5 月 29 日（火）10:00～11:40

場 所：議事堂 3 階 301 委員会室

出席者：議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議委員 7 人（後藤委員及び日沖委員欠席）

資料：第 12 回議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議 事項書

- 資料 1 議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議における検討項目及び検討結果について
- 資料 2 三重県議会基本条例の一部を改正する条例案及び新旧対照表
- 資料 3 県民意見・提案（パブリックコメント）「三重県議会基本条例の一部を改正する条例（案）」へのプロジェクト会議の考え方（案）
- 資料 4 議会閉会中に文書による質問ができないと解される理由
- 資料 5 実例から見る文書質問制度の類型について
- 資料 6 文書による質問制度における申合せ事項案について
- 資料 7 第 11 回会議で意見がまとまった事項
- 資料 8 第 8 条第 2 項の修正提案
- 資料 9 「議員活動」、「議員報酬」及び「政務調査費」に関し、一定期間内に検討することを確認する方法について

委員：ただいまから第 12 回議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議を開催する。本日は、4 月 25 日から 5 月 24 日まで実施したパブリックコメントのご意見に対する検討や、前回の会議で執行部に対し、「閉会中に文書質問ができない」との意見の根拠を求めていたが、資料 4 の提出があったので、これに対する取り扱いの検討などを行いたい。

まず、4 月 25 日から 5 月 24 日まで実施したパブリックコメントについて、資料 3 のとおり 13 の項目について意見があった。各ご意見に対し正副座長の回答案を提示させていただく。議決責任に関して、条例改正後は議員が処分を受ける等の変化があるのかというご意見であるが、本条例の趣旨は、議会の責任として議決責任を明らかにしたものであり、議員の責任を規定したものではない。なお、逐条解説案では、議会の責任と議員の責任とは異なる旨を説明している。このご意見と回答についていかがか。

委員：ここに意見をいただいているような事例があったことは、我々も記憶している。ただ、回答で書かせていただいたように、あくまで議員の責任と議会の責任という意味で言えば、我々が議論したのはあくまで議会の責任であり、このようなケ

ースはあくまで議員の責任の話だという整理でどうか。

委員：皆さんよいか。

委員：「追跡調査」という言葉が初めて出てきた気がするが、何かこれに代わる言葉はないか。意味は分かるが、少し異質な文言のような気がした。

委員：事務局、「追跡調査」に代わる言葉が何かあるか。

事務局：これに関しては、前回、資料1の4ページの「議決責任」に関し、逐条解説案では、決定した事案をフォローアップする意味での執行監視や評価の責任であると一応表記はしたが、少し分かりにくいという話があったので、これをかみ砕いて日本語に直すならば「追跡調査」が当たるだろうと、この形に直させていただいた。

委員：日本語を使うという意味で理解いただけるか。

委員：分かった。

委員：あと、よいか。

(了承)

では、1番目はそのようにさせていただく。次に2番、正副議長の所信表明に関して、議事録に残すべきではないかのご意見であるが、所信表明会については、代表者会議での申合せに基づいて実施しており、今後の検討の参考としてはどうかと考えるが、いかがか。具体的には、こういった意見に関しては、今後、議会改革推進会議へ報告するというところで理解いただければと思うが、どうか。

委員：このコメントの意見にある「感動した」というのは、いつの正・副議長の所信表明になるのか。

委員：それは分からない。

委員：同じところだが、今の「議員と記者と県民傍聴者に配布したことがあった」というのは、立候補された方個人の考えとしてされたという意味か。

委員：私の記憶では、これは何人かされていると思う。読み原稿をそのまま配った方もみえたし、要点をまとめたものを配った方もみえた。本人のスタイルで、かなり違うものだったが、それはより所信表明を理解してもらおうと本人がされたと理解している。推測だが、「感動した」というのは、そういう所信表明をより分かりやすくしようとする努力をされたことに感銘を受けていただいたのではないか。

委員：所信表明会を議事録に残す方法論としては、本会議として正式に議場で議員に向かって表明をされる、議会の一部として議会運営委員会もかけてやるというイメージだが、それしか方法論はないのか、確認したい。

委員：事務局、どうか。

事務局：所信表明会で発言されたことを議事録に残す方法の一つとしては、議場で配布されるとそれが会議録の一部として裒綴（へんてつ）されるという形はある。

委員：例えば、所信表明会を今までどおり休会中の会議にしても、その後そこで発言した所信表明の内容を文章化して議場で配布すれば、それは議事録として残るといふことか。

事務局：そうである。そのためには、配布していかどうかを議論していただかないといけない。

委員：パブリックコメントをいただいた方の主たる意見というのは、「議事録に残すべき」というところだと理解すると、結論的には議会改革推進会議に申し送りをするので結構だが、例えば、方法として所信表明会そのものは本会議としての位置付けがないにせよ、その内容を後日テープ起こしをして議員に配付することからすれば議事録には残せる手法もあるといふのを付け加えた上で申し送ってもいいかと思う。

委員：議事録を絶対載せないといけないという決まりごとはそうそうない。参考資料で付けておくやり方も無きにしも非ずという気はしている。付いていなければいけないものはあるが、付けてはダメという決まりはないはずなので、参考資料として残すというやり方もあるだろう。多分趣旨と言われているのは、所信表明の時に約束したことがきちんと公になるかどうかだと思ふので、そういう形になれば目的は果たせるのではないか。いろいろなやり方があると思ふので、それも含めて申し送りをしたいと思ふので、理解いただきたい。

委員：想定であるが、複数立候補されて、当選されなかった方の所信表明も残すべきだということも含まれていると思ふが、その配布方法についても考えておかないといけない。

委員：勿論そう思ふので、それも含めてさせてもらう。それでよろしいか。

(了承)

では、次に3番目、合議制の議事機関としての独自性に関して、具体的に説明をしてほしいとの意見だが、逐条解説案にもあるとおり、議会は議論を通じて政策の論点、争点を明示して世論を形成したり、民主的な意思決定を行うという特徴を有しているという整理でよいか。意見をお願いします。

委員：パブリックコメントの意図はご本人に聴かないと分からないが、いわゆる定義の中にこれを入れよという趣旨だとするならば、それはなかなか書きづらいので、何らかの逐条解説でこういう内容を書くという趣旨で対応を考えていいのではないかという提案であるならば、それで構わない。

事務局：今、委員がおっしゃったことは、逐条解説案でそのようなことを書いているので、それでいかがか。

委員：よろしいか。

(了承)

次に4番目、反問権に関して、知事等から議員の考え方を問い返したり対案

の提示を求める反論を含んだ反問権を明文化してほしいとの意見であるが、この件についてはこれまでも十分議論を重ねて結論を出している。具体的には「プロジェクト会議の考え方」として整理しているので、ご覧いただきたい。いかがか。ここのところはかなり議論したところで、このような回答になると思うが、よいか。

(了承)

では、そのように整理する。次に5番、議会と知事との協議の場に関して制度化に賛成との意見である。この件については、「会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議」で既に議論され、常設的なものとはせず、協議すべき具体的な案件が生じた場合は速やかに設置すると整理されているが、意見をお願いする。よいか。

(了承)

では、そのように整理する。次に6番、県民の議会への参画に関して、参画のさらなる確保のため、義務規定にしてほしいとの意見だが、県議会では継続して県民との意見交換の場などを設けていくものの、今後はより効果的な広聴広報の手法を検討していくことから、努力規定とする旨決定した。いかがか。

委員：これについて議論を特に深くはしていなかったか。

委員：これは重点項目ではなかったが、検討項目には入っているので、そこで議論している。ここで回答している趣旨は、この前の副議長就任の時にも発言があったが、もっと広聴広報の機能を充実していくという努力をするというところを強調すると、努力規定の方が基本条例としては馴染むのではないかという意味合いで回答している。

委員：了解した。そういう意味合いで、さまざまな広聴広報の手段を努力して広げていくという趣旨での意味の条項だと理解させていただく。

委員：では、そのように整理をさせてもらう。

次、7番、会期制に関しては通年議会にしてほしいとの意見であるが、この件については、「会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議」で検討しているので、その検討結果を待ちたい。また、あとからこの件に関しては議論をさせていただきたいので、その中でまた理解をいただければと思うが、いかがか。

(了承)

では、そのようにさせていただく。

次に8番、議会事務局に関して、人員の増強等を早急に対応してほしいとの意見だが、これについては、今後の参考とさせていただきたい。よいか。

(了承)

次、9番、文書質問制度に関して、議会として常に文書質問できるようにして

ほしいとの意見であるが、議会機能の強化を目的に導入に向けた検討を進めているので、このような整理でよいか。一度読んでいただいて、意見をいただきたい。

(了承)

では、そのようにさせていただく。

次に 10 番、前文に関して「地方自治法の範囲内において」という文言を削除してほしいのご意見であるが、条例は地方自治法など法律に反した規定は設けることができないこと、また、平成 18 年の条例制定当時、知事からこのような文言を入れてほしいとの意見があり、現在の規定になっている。そういうことでよいか、ご意見を願います。

(了承)

次、11 番、議会改革推進会議に関して外部委員を入れてほしいとの意見だが、この会議は議員で構成するものであり、外部委員を入れるという性格のものではないので、その旨整理させていただきたい。よろしいか。

(了承)

では、そのように整理をさせていただく。次に 12 番、県議会図書室に関して、県民も図書室の資料をコピーできるようにしてほしいのご意見だが、議会図書室は著作権法上そうした対応ができない施設であるとのことである。よいか。

(了承)

最後、13 番、議会基本条例の周知に関して、県民への説明会などを実施してほしいとの意見であるが、条例改正後、さまざまな広聴広報活動を通じて広く県民の皆さんに知っていただけるよう努めていきたいと思う。いかがか。よいか。

(了承)

それでは、パブリックコメントについては以上とさせていただく。次に、前回、執行部から、条例案に対する意見を聴取した際に、文書質問制度に関して、閉会中に文書質問ができない法的根拠はあるのかということを確認したところ、[資料 4](#)が提出されたので、このことについて検討したい。執行部の意見では、文書による質問が行われるのは、議会が活動能力を有する会期中に限られるものと解されるとして、文献の写しを参考資料として提出されており、各委員にはこの文書を事前に配付させていただいている。これに対して全国の状況を事務局に調査させ、[資料 5](#)のとおり整理をさせたので、説明させる。

事務局：文書質問制度は、全国の多くの自治体において既に採用されている。[資料 5](#)に記載のとおり、文書質問制度に関しては三つの類型があると考えている。まず一つ目は、「会期型」であり、これについては会期中にのみ文書質問ができる。その趣旨は、本会議における口頭による質問を補完するという制度である。会期中の質問に関する事なので、この規定は会議規則で規定されている。この制度の特徴としては、本会議の会議録に記録するという性格を持っており、事例とし

ては広域自治体においてその制度が作られている。執行部から出された意見については、この形の文書質問制度に関してのものかと思っている。その他に全国においては「常設型」または「閉会型」の文書質問制度を設けている多くの自治体がある。まず常設型に関しては、閉会中、会期中を問わず文書質問ができる。また、閉会型に関しては、会期中には口頭による質問がなされるので、それができない閉会中にこそ文書質問ができるという形の規定になっている。いずれもその趣旨は議会機能の強化ということを目指している。制度規定に関しては、議会基本条例にそれぞれ規定を持っている。当然のことながら、質問は常設型に関しては常時でき、閉会型に関しては閉会中のみできるという形の規定になっている。なお、会議録は会期中における記録であるので、会期外での文書質問についての記載はないことになっている。事例等に関しては、ここに明示したように市においてこのような制度を設けている。全国的な整理は、この会期型、常設型、閉会型になっているが、当プロジェクト会議で検討しているのは、右端に整理をさせていただいたとおり、閉会中及び会期中の一部で文書質問ができる制度である。その趣旨に関しては議会機能の強化の取り組みの一つとして、本会議での質問の機会にとらわれずに常に質問できる仕組みとして文書質問制度を創設するということが目的としている。ゆえに制度に関しては、議会基本条例で規定を設けるということを検討している。なお、この中で例えば会議録への記載に関しては、当プロジェクト会議の中で本会議の会議録として作成したいという考え方を持っているが、閉会中における議会活動に関しては会議録としては掲載しないこととなっているので、調整が今後必要となってくるかと思う。以上が実例から見た文書質問制度の類型であるが、会期中に議会は活動する、閉会中は議会は活動しないという考え方もあるので、それに関しての整理を〈参考1〉でさせていただいている。開会中の議会の活動に関しては、当然本会議が該当する。会期外においても議決により閉会中でも議会活動が機能するのは常任委員会や特別委員会、議会運営委員会、こういうものがこれに当たる。それ以外に閉会中も機能するものとして、代表者会議や全員協議会等々の会議が実際にも行われているので、この閉会中の文書質問に関しても、ここでの整理となると思う。なお、〈参考2〉として三重県議会基本条例の第3条第2項では、議会の機能として知事等の事務の執行について監視及び評価を行うことと、そして第11条においては、議会機能を強化するものとするという規定を置いている。これらのことから、議会活動、議会の機能の発揮を会期中には限定していないと考えられる。

委員：ただいまの整理を踏まえ、[資料1](#)、18ページの文書による質問制度における申合せ事項案の詳細を詰めるに当たって検討が必要な課題を[資料6](#)のとおりまとめた。現在の案と詳細を詰めるに当たっての課題ということでもまとめているので、意見があればお聞かせいただきたい。1番、2番は決定してきたことであるが、3

番の質問書を提出できる期限を設けることの必要性について、これは質問書を提出できる期限は必要ないということ。これは回答の話にも関係するところであるが、非常に事務的な話を申し上げると、一応閉会中に文書質問ができる制度設計にした場合に、例えば東京都などでは「1週間以内」というのが付いている。普通、文書回答というのは2週間とかそういうのが一般的だということがある。となると、開会日の2週間前までに、例えば2週間の期限を設けた場合に、2週間前までに出さないと閉会中に回答が返ってこない。開会してから回答が返ってくるという話になり、一般質問でダブるケースも出てこないかなど、非常に事務的なところで問題が出てくると思う。このあたりは、正直言って議会運営委員会で詰めていただければいい話かという気はしているが、ここである程度詰められるものならということで、問い掛けをさせていただいた。あと、特に会議録の話として、資料5でいくと、常設型、閉会型ともに会議録がないところがあり、これは先ほども申したとおり、会議録の場合は、これは載せなくてはいけないのは決まっているが、付けてはいけないという話は別になく、いわゆる資料記録という形で添付はできるのではないか。付ける方向で検討いただいた方がいいという意味合いで言わせていただいている。それと、特に議論いただきたいのは、この運用開始時期。実際に条例を作るに当たって、この運用を開始する、例えば文書質問の詳細を決めないと施行できないことになるので、施行日をいつにするか、附則を付けなければいけないことになろうかと思うので、そこについて意見をいただきたい。

委員：期限のことであるが、要は議員として質問書を提出する締切をどこに置くかという話。内容によってその答弁の時期が違ってくることもあるので、一律にいつというのは難しいと思うが、一つの考え方として最近の例を見ると、議案提出の1週間前に議会運営委員会が行われて、そこで具体的な議案の説明を議会運営委員会の方に諮っていただくことがあるし、そのさらに1週間辺り前に代表者会議に合わせて執行部から代表者会議出席メンバーに対する説明、その中でもこういう議案を出そうと思っているという説明があるので、議案が提出される1週間ないしは2週間前、その辺りが締切としては一つの目安になるのではないか。一般質問をしようと思っている方と文書質問の内容がまったく同じといった場合に、一般質問を準備されてきた方からすると辛いものかと思うので、そのような課題を踏まえて議会運営委員会に最終的に送っていただいたらどうか。こういう課題があることをもう少し明確化して送ってはどうか。それと、会議録の件で、閉会中の場合は会議録には記載できないというのはどこで決められているのか。

事務局：書いてはないが、そのものの性質上、会議をしているやり取り、それは実質、口頭でやられているものを書くのが会議録と考えるのが当然であるので、それをやっていないので載せられないのと、会議録はまさに本会議を開催しているところ

ろの記録であるが、閉会中は本会議がないので、当然載せられないという理解である。

委員：例えば休会中であれば会議録には当然載せられるということになるかと思うが、問題はこの6月会議が終わって、次の9月会議が始まるまでとかお正月の閉会期間について同じようなことをして、資料記録という曖昧な位置付けになるというのはいかがなものかと思っており、いずれの場合も会議録としてやる方法はないのか。一つは通年制にするというのもあるし、もう一つは委員会のように文書質問できるということを議決しておけば、閉会中も審査ができるので、それと同じような扱いが何か方法論であれば、知恵を絞ってやれないか。申し上げたいことは、閉会中、休会中で同じような文書質問をして、取り扱いが一方は正式な会議録として残り、一方は会議録として残らないという不均衡は是正すべきだということだが、それについて知恵がないので、委員も含め、議論してはどうか。

委員：そこは、まずイメージで考えると、閉会中、休会中にやられたものは多分ファックスで皆さんのところに届くと思うが、最終的には本会議場で開会当日に議場配布されると思う。休会だろうが閉会だろうが。それは必ず議事録として整理はされていくので、そこに付けておけば、それでいいという気がしないでもない。おっしゃるとおり、そここのところの整理をある程度きちんとしておかないといけない。

委員：それを伺うとこの調整を詰めるに当たっての課題9の会議録の作成のところの文章がやはり引っかかってきて、会議録には記載できないということでもないのか。記載してはいけないと書いてないので、記載しないということは考えられるが、会議録とは別立ての方がよいかというのは、ちょっとクエスチョンである。

委員：これは課題として入れているだけなので、そういう整理をすれば私は入れられると思っている。

委員：会議録とは別立ての方がよいとは思っていないので、この表現はいかがなものかと思う。

委員：議会運営委員会のところに申し入れる際には、ここの表現は訂正した上で出させていただく。よろしいか。

委員：もう少し詰められないかという気はしているが。文書質問の制度を入れるに当たり、議会の権能を強化するということで、実質的に質問の機会が増えるから、例えばそれが議事録上の扱いが資料記録という形で配付される資料と同じような扱いでも別にいいという考えがあるかも知れないが、やはりこれまで議論してきたように、文書質問というのは口頭での質問を補完するというに加えて議会としての権能強化という意味合いでこの導入を求めてきた一人なので、形式上の権威にこだわるわけではないが、どうも最終的な取り扱い方がもう少し制度的にも詰められないか。執行部が文書質問ができない理由として示した参考文献等

を読んでも、基本は文書による質問というのは口頭による質問が原則であり、それを補完するものであるということからスタートしているの、ちょっと違うという思いもある。結果として補完するものにはなるが、休会中なり閉会中なり、発言する機会がルールとしてない所以に補完するのではなく、口頭による質問に代わるものだと、同等のものだと思っているので、そういう認識のもとで我が県議会は文書質問制度を運用していくべきではないかという観点に立つと、ここはこだわってしまうところである。

委員：よく分かる。なので、申し送る際に初めの一文を消して、閉会中と休会中も一緒の取り扱いにできないかというのを検討課題してはどうか。

委員：よろしく願います。

委員：皆さん、よいか。それで、特に附則のところ、施行日をいつにするかという話だが、これは制度自体を決めてもらわないと施行できないので、例えば法律の附則で6ヵ月以内に省令を定めるというようなものがよくある。そのようなやり方になると議会運営委員会へいきなりこれを6ヵ月以内にやってくれと言うのも失礼かという気もしないでもない。最終的にこの議案自体は議会運営委員会に諮られることになるので、そこで一応附則を我々の案とさせていただいて、そこで諮っていただくということではいかがか。

委員：最終的には議会運営委員会で決めて会議規則として位置付けることになるのか。どのレベルで決めていくのか、議会運営委員会の申し合わせとか、このレベルでいくとどのあたりを想定すればいいのか。

事務局：今のところ、議会運営委員会の申し合わせでいかがかと考えている。

委員：別に配られているスケジュール案も見ているが、この後これを6月の最終に上程ができるとした場合、その前に当然、議運にもこの申し送り事項を諮ってもらうが、素案として完成度の高いものを送るということを考えると、文書質問制度そのものは議会の中の話なので、別に上程して、即施行も不可能ではないと思っているが。この中身を決めるのに議会運営委員会で半年もかかるのか。そうは思わない。

委員：実はそのような議論も正副座長の方でしたが、スケジュール案を見てもらいたい。これは後で説明しようと思っていたが、この基本条例は、前回の基本条例を作った時に議会運営委員会に議案付託している。そうすると、本会議が13日なので、その時に本会議に上程し、議会運営委員会に付託するということが必要になる。その後、議会運営委員会が採決時までこの制度を全部決めるという作業が果たしてできるかというところがあり、そうすると、やはり施行まである程度期間を設けておかないと、いきなり施行日を迎えてその時に決まっていけないというわけにいかない。やはりそこは少し議会運営委員会に対してこれだけの期間で決めてもらいたいと言うわけにもいかないの、ある程度期間は要ると思って

いる。実際に施行しようと思うと、今、言われたような、整理も勿論しないといけない。

委員：この後、例えばこれを各会派に持ち帰り、その上での意見を踏まえて最終案の確定とか、議会改革推進会議の役員会なりに上げたうえでの議会運営委員会であるから、そんなに時間はかからないと思う。さらには、議会運営委員会で固めてもらいたい案件、特にこの文書質問をどう運用するかという申し合わせ事項に関しても、今までの議論の推移を見ていけば、議論をお願いしたいところは結構限られてくるので、大丈夫と思う。そのように送っておいて、仮に最終、議会運営委員会で決まらなければ、議会運営委員会の方が附則で、例えば施行後3ヵ月と修正すればいいのであって、決まればそこで決まったまでの話。これは県民への周知とかが必要ない部分ではないか。特に文書質問に関しては、基本的に施行後一気にいけると思う。そうなるとこの6月の議会で一旦閉まり、その閉会中にまさしくその文書質問が出てくる可能性があるというのは、すごく洒落ている。

委員：そういう意見もあろうかと思うが、座長としてはこれをたった2週間で、我々は昨年从何ヵ月もかけて議論してきて、最後のやり方のところをたった2週間で「はい、決めてください」と言えるかということ、失礼だという思いがある。早く決めていただければ施行日を変えていただければいい話で、言われていることと逆のことかもしれないが、もうこの会期末までにそれが決まるのであれば、施行日は、附則自体は無くしていただければ何ら問題のない話になるので、そこはやはり議会運営委員会の皆さんにお任せしないと、こちらから「会期末までに決めてください」とは少し言いがたいということで理解いただけないか。

委員：執行部と最低もう一回やり取りは議会運営委員会としてもしてもらわないといけないということもあるが、せっかくの制度が、閉会した後すぐに機能しないということは非常に残念でもあるので、とりあえず期限は設けるが、やはり思いとしては、速やかに議会運営委員会でこの制度を作り、できれば6月末からスタートできることを期待しているぐらいのことは言ってもいいのではないか。その中で、一応附則として何らかの期間を設けるにせよ、これが議会運営委員会で議論の上、この附則を削除するという修正案が出てくるのを期待した中で送っていたくということでしょうか。

委員：そういうことでいかがか。

委員：ここでそのことを議論していても仕方ないので、座長、副座長にお任せするが、あとは議会運営委員会でどうするかである。

委員：一応ご理解いただいたということで、議運に申し送る際には、そのような期待も込めてということも一言申し添えさせていただきたい。では、一応また素案を次回に示すが、基本的には半年という形で、少し長い期間のイメージに取られるかも知れないが、早く出来上がったなら施行日を前倒ししていただければいいだけの

話なので、そういう形にさせていただきたい。それでは、次に、この議会在活動能力を有するのは会期中に限られるという執行部からの疑義を解消するためには、通年議会を採用するという事も考えられる。この際、会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議に対して、通年議会についてさらに検討を進め、早急に結論を出されるよう、当プロジェクト会議から申し入れを行ってはどうか。一度各会派に持ち帰って、次回までに検討をお願いしたいが、いかがか。

委員：確認だが、おっしゃっているのは、執行部から昭和 60 年という古い資料を基に、議会の権能というのは閉会中はないということを言われているということ踏まえて、この検討会として、会期のプロジェクト会議の方へ、そういうのを払しょくするために検討してはということ言うべきかどうかを会派で考えてきてくれということか。

委員：そういう意味である。もう一つ加えて言うならば、先ほど資料 6 で議論いただいた議事録の話とか、通年議会にすればこういう議論は無くなっていく。あらゆる手続き上のことがクリアできていくという側面もあって、それならばもう一つのプロジェクトの方で会期の検討をやっていただいているので、そこでその議論をさらに進めていただいた方がよいかと。ただ、これは各会派でいろいろ皆さん思惑があるところなので、ここでは多分決まらないと思う。一度持ち帰っていただき、次回までに検討していただいて、報告をいただければと考えている。

委員：今、座長から非常にエキセントリックな発言をいただいたが、まさかこの状況の中でその発言が来るとは思わなかったが、これはまずこのプロジェクト会議から向こうのプロジェクト会議に申し合わせとか意見を述べるというのは、向こうも 1 年かけて議論してきたわけであるが、それもその根拠としてこの執行部が出してきたこの会期の考え方というところが一つのきっかけになっているが、越権行為にならないか。

委員：ただ、検討を進めてくれという話である。

委員：会期の考え方で執行部が出してきたところを基礎にすると、執行部は通年制にしてもらいたいという思いを感じたが、あそこで議論したのは、「会期」をどう考えているのか、会期でしか議会活動、議員活動はできないというのではなくて、議会機能の強化、権能の強化という観点から、これは別に開会中、閉会中にかかわらずやるんだ、できるんだと言っているのだから、確かにそれは会期を通年制にすれば執行部が言っている疑義も当然解消されるわけだが、あまり深くとらえる必要はない。それをとらえて一回検討してくれとなると、いわゆる会期でしか議員活動はできないというところを一部是認する気がするのだから、そこはどうなのか。しかし、このいろいろな議論をする中でより議会活動の活性化ができるという観点で申し入れをすることは別に越権行為ではないというのであれば、この今の時

期を考えるとやぶさかではない。しかし、例えば会派に持ち帰った場合、まとまるかどうかという気もするし、ここに所属していない会派の方もおられるので、そののところをどうするかは考えないといけない。それよりも持ち帰らずに、今までの議論の推移を見て、正副座長でまとめた方がいい気がするが、そこはやはり各会派の意見を聞いたほうがいいか。

委員：そう考えた。というのは、やはり会派を代表して皆さんはここに来ていただいているという側面もあるので、一度議論いただくということも必要だろうと。その上でもう一回ここでそういうことがどうかと。それと、先ほど言われた執行部の疑義の話もあるが、それよりも会議録の話などいろいろなことについて、通年制の方が我々の議論は座りがいいと思う。一度そういう議論も必要かという思いから、正副座長としては考えさせていただいた。執行部から言われたからではなくて、やはり我々の議会改革なり、またこの議会機能の強化ということ考えた場合に、そういう動きがあってもいいのではないかということで理解いただければと思うが、どうか。

委員：今まで1年間議論をしていく中で、議会機能の強化、また議会の権能の強化という観点に重きを置いていろいろと議論をしてきた。その観点に沿って申し入れをするということが、越権行為ではないということであれば、私はその時期が来ていると思う。

委員：皆さん、どうか。よいか。

(了承)

では、次回までに一度各会派でお話いただきたい。

委員：くどいようだが、この検討会から会期のプロジェクトにそういう提案をとということについての会派の意見を求めてこいと。

委員：そういうことである。前回、会期のプロジェクトからも仕分けをどうするかというところで申し入れをいただいたことがあった。(あくまでそれはプロジェクト会議同士の話なので、議会としての決めごとという形でないとは思っている。あくまで当プロジェクト会議から向こうのプロジェクト会議に言うということ。

委員：うちのプロジェクト会議として、通年制にすべきであるということを申し入れよと言うかどうかを議論してこいというわけではないという認識でよいか。

委員：そうである。非常に言い方は難しいが、先ほど言われた、越権行為にならないかということも踏まえて、そういう検討を進めてほしいという言い方になっている。そこはちょっと斟酌いただければと思う。

委員：申し入れるのは正副座長に一任をいただいて、そういうことが議論になったので申し入れたというのもありだと思ふ。ただ、今、課題に挙がっている文書質問制度を導入するに当たって、閉会日の扱いで執行部からも意見があり、我々はそれとは違う解釈の結論をしようということに疑義があり、手続き上にも課題があ

るという意見があるのは事実なので、それについては各会派に持ち帰って共有してもらっては重要なことだと思っているし、それが通年制などの絡みが出てくるとい部分では、今そういうことが起こっているということは、各会派の議員さんで共有いただいてもいいと思うので、それを踏まえて申し入れをするかしないかを決めてこいというのも変な話かという気はする。

委員：一応半年という期限を置いて文書質問制度等を議会運営委員会で決めてもらおうという話をしていて、通年制にすれば確かに一応クリアになるが、通年制にするかしないかという議論を待っていては、どんどん文書質問制度の導入は遅れてしまうので、今の二期制の中でやれることをまず議論すべきであり、執行部からの話をきっかけとして会派にわざわざ持ち帰り、それを会期のプロジェクト会議に物事を言うほどのことでもない。それは正副座長からこういう議論があったということを申し送っていただき、会派では、現年2回制のもとで、会議録や期限の取り扱いといったことをぜひ議論をして、議会運営委員会の議論をスムーズにいかせる方が重要ではないか。

委員：皆さん、どうか。

委員：会期のプロジェクト会議に物を言うかどうかということと、この文書質問制度の議会運営委員会における制度設計の期間の問題はリンクしている話か。要するに、申合せをする、しないというところが、通年制というのが見えてくれば、この議会運営委員会における制度設計も半年ぐらい置いたらどうかと座長は思われているのか。それとも、これはこれで今の状況の中で検討する話であって、その議論の過程でこの問題も出てきたので、腰の座りとして一回それを持ち帰った方がいいということなのか、そこを確認してきたい。

委員：議論としては別々の話なので、一緒に考えることではない。

委員：どう制度設計していくかは議会運営委員会で、今の状況の中で議論される話である。会派とかに持ち帰らずに、正副座長でサラッと行ってもらったらどうか。

委員：今、もう会派に持ち帰らず正副座長でやった方がいいのではないかという意見であるが、どうか。

委員：ぜひそうしていただきたい。通年制を否定するものではないのが、その理由が、この文書質問制度を導入するがゆえにということになってしまうのは避けたい。要は、通年制にしなければ文書質問制度ができないという議論になってしまうと、それは本末転倒であって、議会の権能を、口頭による質問を補完するというところからスタートしているから、閉会中に議会の活動能力がないという結論を導かれているところもあるので、そういうことから考えても、分けて議論するという意味においては正副座長から、確かに文書質問制度のことを議論している中でこういう通年制にすると物事はすべて円滑に行くという考え方もあるということを書いていただくのはかまわないと思うが、それを会派に持ち帰ってというのはいい

かがなものか。

委員：執行部が言ってきた「閉会中は、議会活動はできない」というのは、なかなか理解しがたい。議会活動と議員活動というのは、表裏一体で切っても切れない状況にあり、議員・議会活動というのは、閉会中であろうが、通年制にして365日であろうが、ずっといつでもやれるようになっているし、ならなくてはいけないと思う。今現在は、閉会中、開会中というのは一応あるけれども、閉会中であっても議会を開こうと思えば、何人かの議員が一緒になって議長に申し入れをして開けるという制度も作ってあるので、そういうことを考えると、これを即、通年制にしなければならぬという方法だけしか文書質問制度ができないのかと言うと、そうでないと思っている。これだけの理由で会期のプロジェクト会議に申し入れをしていくには、難しい面があると思う。逆に、三重県型は閉会中に文書質問しようというのを基本にするとすると、通年制にすると文書質問はできないという、逆の問題も出て来る。通年制であればいつでも口頭で質問できるのであれば、文書質問は自然と縮小せざるを得ないことにもなる。そういうことを思うと、なかなかこのことについて確信に至らないが、意見の締めとしては、正副座長にしっかりと調整し進めていただきたい。

委員：それでは、今、だいたい意見集約ができたかと思うので、会派に持ち帰るといふ話は無しにさせていただいて、正副座長の方で協議をさせていただいた上で、向こうのプロジェクト会議にどういった形で話をしていくかも含めて、一度検討をさせていただきたい。この件に関して正副座長に一任いただくということでしょうか。

(了承)

それでは、次に第11回会議で意見がまとまった事項については資料7のとおりである。まず文書質問制度の条文の変更箇所だが、第14条の2、「議長を經由して」を「議長の許可を得て、」の表現に、「文書質問」を「文書による質問」に変えることが決まった。確認事項として、議長の許可について、このように変えたのは、会議規則での質問の規定が「議長の許可を得て」となっていることから、同様にとの考えからだが、当会議が規定しようとしている文書による質問制度は、会期中の口頭質問と異なる制度であることから、会議規則と同様に考える必然性はないと思われる。また、他の自治体の例も参考として、「議長の許可を得て」という文言を削除し、「議長に提出しなければならない」としてはどうか。また、手続き等に関し必要な事項を議長が別に定めるとすると「規程」等で定めることになり、議会運営委員会での申合せなどでできなくなるので、「議長が」という文言を削除してはどうかと考える。これらを反映させると、1ページ下段表の提案のような条文となる。このことについて意見をいただきたい。

委員：今回は、議長の重みみたいなところでこういう文言にしたと思うが、やはり運

用の柔軟性というところを考えると、この提案の内容でいいかと思う。

委員：今の意見と同じである。

委員：「議長」の文言を消した方が、今の我々が考えているたたき台に合うということで整理をさせていただいているということで、ご理解をいただきたい。

(了承)

次に、文書質問制度における申合せ事項の変更箇所であるが、2 ページのとおり、「文書質問」を「文書による質問」に変え、答弁書の提出期限について「原則の処理期限を定め、事情による例外を認めるようにする」を加え、「知事等の回答義務」を「知事等への回答要求」と変えることが決まった。次に、事務局から資料 8 のとおり条例改正案について修正の意見が出されているので、事務局に説明させる。

事務局：第 8 条の「知事等との関係の基本原則」について、第 2 項を修正することとした。条文案では「議会は、合議制の議事機関としての独自性を生かし」という案だったが、「合議」の意味は 2 人以上の者が集まって相談することを意味し、「議事」とは、会合をして相談することを意味する。そのため、「合議制の議事機関」とすることは、人が寄り集まり相談するという点で意味が重複することとなる。一方、この議会基本条例の第 1 条、第 4 条、第 6 条では、「合議制の機関である議会」という文言が使用されている。そこで、意味の重複を解消するということと、これらの規定と平仄を合わせるために「合議制の議事機関」という文言を「合議制の機関」、すなわち基本条例の第 1 条、第 4 条、第 6 条と合わせる形に修正させていただきたい。また、「独自性を生かし」との文言だが、「独自性」という文言を使用した法律例が見当たらないため、同様のニュアンスを持ち、法律例にもある「特性」という文言に置き変えて、「特性を生かし」と修正させていただきたい。このような修正を行うと、第 8 条の 2 項に追加する文言は、資料 8 のように「合議制の機関としての特性を生かし」となる。

委員：いかがか。

(了承)

それでは、そのようにする。次に、前回の会議で議会活動や議員報酬、政務調査費に関する検討を行うことを確認する方法について、たたき台を正副座長から示すこととなっていた。正副座長で検討した結果、条例改正の提案説明で示すこととし、例えば「議員報酬等に関する在り方調査の検討結果や地方自治法の改正状況を考慮して改めて検討する」や、「議会はこの条例の施行後 年以内に議員の活動の実態について検討を行い、必要があると認める時は、その結果に基づいて所要の措置を講じるものとする」のような旨の文言を入れたいと思うが、いかがか。資料 9 を再度付けさせていただいており、の提案説明でさせていただきたいと考えている。この案については、上程する時の話になるので、次回に示さ

せていただきたい。これで理解いただきたいと思うが、よいか。

(了承)

次に、このパブコメのご意見に対する考え方、それから議員報酬等に関する検討を行うことを確認する方法も含め、最終的に今回決めていただいたものについて各会派の意見を次回までにまとめていただき、正式に決定をしていきたい。なお、このプロジェクト会議には鷹山、みんなの党が入っていないので、別途、正副座長の方から説明をさせていただき、理解をいただくということで進めていきたい。今後のスケジュール案について事務局から説明をお願いします。

事務局：27日の本会議で採決をするということを経済の締めとしたら、各会派に持ち帰っていただいて検討いただいたものを、6月6日に予定している、次回の第13回に最終案として確定を行う。そして、それをもって翌日7日の議会改革推進会議役員会に最終報告をし、11日の本会議散会后に全員協議会を開催し、その結果を受けて第14回で最終改正案を確定する。それをもって、13日に代表者会議、議会運営委員会の開催をお願いします、本会議に議案を上程し、その後に議会運営委員会の方に付託するという手順で進めてはどうかと考えている。

委員：これについて質問等あるか。

委員：議会運営委員会へ付託するというのは、基本条例の時はみんなそうしているのか。

事務局：前回、この議会基本条例を作る際には議会運営委員会へ付託している。やはり見直しに関しても同じような取り扱いになるかと思う。

委員：それ以前は議会運営委員会へ付託するというやり方はあったのか。

事務局：それは分からない。

委員：それは法的には大丈夫か。

事務局：はい。

委員：今までそういう事例はなかったけれども、前回それをしたと。

事務局：前回それをしてるので、それを受けて同じような取り扱いをしたいと。

委員：念のため確認をしておいてほしい。

委員：皆さん、よいか。

(了承)

最後に、次回の検討会は6月6日(水)13時から開催をさせていただきたいと思うが、よいか。

委員：ちょっとお願いがある。[資料1](#)の15番目、議長定例記者について、恒久的に実施する旨を条文上も規定してはどうかという提案をさせていただいた。これについて、検討結果としては、基本条例というのは議会運営等の基本的な事項のみを定めるということなので、条例上位置付ける必要はないということで、その時は理解させていただいたが、後でよく調べてみると、この定例記者会見というの

は、議会が勝手に決めてやっているのではなくて、県政記者クラブとの共催だということを知らせていただいた。そう考えると、単にこれは議会運営のことだからということにしてしまうのも、少し丁寧さに欠けるといふところがあり、できれば県政記者クラブの方に、正副座長として、議論の整理の説明と言うか、非公式な協議でも構わないので、一回話をしてもらいたいのではないかと。要は、他の議案に対する賛否公開だとか委員会資料の事前公開等は、単に議会オンリーの話だが、定例会見は共催だということを知らせていただくと、そのあたりはもう少し配慮するべきという思いがある。かと言って、この検討会全体でというわけにもいかないのだから、正副座長の方で汗をかいていただくとありがたい。

委員：前にその話をいただいて、事務局でどうやって整理したか、説明をお願いします。

事務局：前回の定例記者会見で、記者の方から「これは共催だから、今言われたような形で文言を設ける変更という時には、当然記者クラブの意見を聞くべきでしょう」という話をいただいた。それに関して議長のほうから「検討します」という回答がなされた。次回の定例記者会見で議長の方から判断を出されると思っている。

委員：その時に正副座長で話をした。この内容を何か変えるのなら、勿論共催者なので話を持っていかないといけないが、結局、ここの議論で変えないという結論になり、そうすると相手に対して協議する内容がない。共催という立場で考えれば、こちらはこう変えたいのだからどうかという話になるが、その内容自体が何にも変わらなかった。そうすると協議のしようがない。

委員：「協議をしてください」とまでは申し上げていなくて、ただ、共催ということも考えると、我々のプロジェクトとしてこういう議論があったという経緯については説明をし、そういうことはプロセスとしてやっておくべきではないかと。プロジェクト会議としてはこのような結論になったので理解いただきたい、という一つのプロセスを、大変汗をかくことになって申し訳ないが、お願いできないかということである。もしこの場で今決められないのであれば、後ほど議長も含めて相談していただけたらと思う。

委員：ほぼ整理している話であり、議長が次回会見で答えていただくという話で整理している。また説明はさせてもらう。

委員：私としてはそういう提案をさせていただくので、あとは正副座長が議長と確認の上、一番ベストな対応方法をご検討賜ればありがたい。

委員：そのようにさせていただく。他によろしいか。それでは、今回はこれで終了させていただきます。